

AII5-S-2nd

令和3年(く)第573号

20210925郵送受

決 定

申立人(請求人) 今井 豊

上記の者からの渡邊和義を被疑者とする付審判請求事件について、令和3年7月20日  
前橋地方裁判所がした請求棄却決定に対し、請求人から抗告の申立てがあったので、当裁  
判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

- 1 本件抗告の申立ての内容は、請求人作成の令和3年7月30日付け「抗告申立書AII  
5」記載のとおりであるが、その趣旨は、原決定が本件付審判請求について、被疑者に  
公務員職権濫用罪が成立する余地はないなどとして棄却したのは不当、違法であるから、  
その取消しを求める、というものと解される。
- 2 一件記録によれば、以下の事実が認められる。

(1) 請求人は、令和3年2月8日、前記被疑者を公務員職権濫用、脅迫及び犯人隠避の  
各罪で前橋地方検察庁検察官に告訴した。

請求人が告訴した事実は、請求人(告訴人)が提訴した埼玉県を被告とする慰謝料  
請求事件の審理を担当していた前橋地方裁判所民事1部に所属する裁判官である被告  
訴人が、請求人の請求を棄却する判決を言い渡し、その職権を濫用して請求人の実質  
的に裁判を受ける権利及び適正な手続を受ける権利等の行使を妨害するとともに、そ  
の判決を言い渡すことによって、「(我々は)お前を認めない」との害悪を暗に示し  
て請求人を脅迫し、また、請求人の叔母が殺害された事実を交通事故に偽装するなど  
して隠蔽した犯人である埼玉県警の警察官らを隠避したというものである。

(2) 前橋地方検察庁検察官は、令和3年2月26日、この告訴に対し、いずれの事実に  
ついても罪とならないとして不起訴処分としたが、請求人は、同年3月2日、同検察

官がした不起訴処分について本件付審判請求をした。

(3) これに対し、原決定は、脅迫及び犯人隠避の各罪に係る部分は、付審判請求の対象となる犯罪ではないから、付審判請求は理由がなく、また、公務員職権濫用罪については、前記慰謝料請求事件において被疑者が当事者の主張と証拠に基づく合理的な検討を経て判決を言い渡したことはその判決書の内容から明らかであって、被疑者に公務員職権濫用罪が成立する余地はないとして、不審判請求を棄却した。

3 請求人は、原決定には合理的な根拠が示されていないから不当である、と主張するものと解される。

しかし、脅迫及び犯人隠避の各罪が付審判請求の対象とならないことは明らかであり、かつ、一件記録を検討しても、被疑者が、前記慰謝料請求事件の担当裁判官として、その事件の審判を行うという職務権限に属する事項について、職権の行使に仮託して実質的、具体的に違法、不当な行為をしたという事実は認められない。

請求人の主張は理由がなく、原決定の前記判断は相当である。

4 よって、本件抗告は理由がないから、刑訴法426条1項後段により、棄却することとして、主文のとおり決定する。

令和3年9月24日

東京高等裁判所第10刑事部

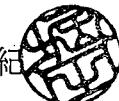
裁判長裁判官 細田 啓



裁判官 野口佳子



裁判官 堀田紹



これは謄本である。

令和3年9月24日

東京高等裁判所第10刑事部

裁判所書記官 前川直

